

第4次総合計画改訂版素案に対する意見（第3部会 R5.1.16開催）への回答

財政運営の基本方針

No.	委員意見		所管室課意見	所管室課名
	該当箇所	意見		
1	目標②	<p>財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合を20%確保ということで指標を変更するということだが、20%の根拠、妥当性について今一度整理をすべき。現状値よりも少し高め目標値、かつ当初予算の補てんという観点からの20%設定ということは理解したが、妥当性について再考し、整理すべきではないか。</p>	<p>財政調整基金の残高の状況は第4次総合計画策定時までは100億円（対標準財政規模＝15%）程度でしたが、その後は、120～130億円（対標準財政規模＝17～18%）程度で推移してきました。</p> <p>今般の災害や感染症等への対応において、臨時的な財政需要に柔軟に対応するため財政調整基金を活用して支援策を実施してきており、その経過を踏まえると、現在の水準に加えて、即時対応分として20～30億円（対標準財政規模＝2～3%）程度は必要と考えています。</p> <p>以上のことから、「標準財政規模に対する割合20%を確保」と設定するものです。</p>	企画財政室